



貝塚市企業人材確保 奨学金返還支援補助制度 登録企業募集



奨学金の代理返還制度（※1）により、従業員の奨学金返還を支援する**市内企業**に対し、**貝塚市がその返還額の一部を補助**します。

市の産業を支える人材の確保と、市内への定住促進のため、**企業と市が連携して取組む制度**です！

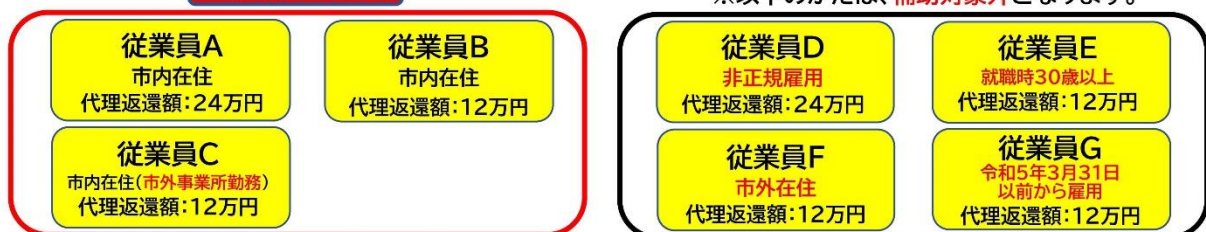
（※1）企業が、奨学金の貸与を受けた従業員本人に代わって、貸与額の一部又は全部を貸付元に直接返還する制度。企業にとっては学費に充てる費用となるため損金算入ができ、従業員にとっては返還を受けた額にかかる所得税が非課税となり得ます。

（会計処理については、企業側で十分ご確認下さい。）

補助制度のイメージ



補助対象従業員



※以下のかたは、**補助対象外**となります。

【補助額の計算例】

従業員A: $24万円 \times 2/3 = 16万円$ となりますが、1従業員あたり上限額10万円のため、**補助金額10万円**

従業員B: $12万円 \times 2/3 =$ **補助金額8万円**

従業員C: $12万円 \times 1/3 =$ **補助金額4万円**

補助金交付総額22万円

【補助対象従業員の要件】

- ①奨学金を借り入れて**高校・大学等を卒業**したかた
- ②登録企業に**正規雇用**で就職し、**市内の事業所**に勤務するかた
(転勤等により同一企業の市外事業所に勤務となった場合は、**引き続き対象**とします)
- ③就職した日における年齢が**30歳未満**のかた
- ④本市に**住民登録**があり、現にその住所地に居住し、引き続き10年以上居住する意思があるかた
- ⑤令和5年4月1日以後に**雇用**されたかた

【補助金の額】

- 補助率：企業の代理返還額の**2/3**
(転勤等により同一企業の市外事業所に勤務となった従業員分は、市外勤務期間中は**1/3**)
- 1人当たり上限額：**10万円/年**(補助率1/3の場合は**5万円/年**)
- 1人当たり補助対象期間：各対象従業員につき補助開始月から**10年(120か月)**
- 1企業当たり上限：**100万円/年**

補助金交付決定までの流れ

①代理返還

②登録

③補助金
交付申請

④補助金
交付決定

① 代理返還

- ・企業が、従業員の奨学金返還を支援するため、奨学金の貸与を受けた本人に代わって代理返還制度により貸付元に直接返還する。
※制度の利用手続きなど、詳細については貸付元に直接お問い合わせください。



② 登録

- ・市からの補助金交付を希望する企業は、事前に貝塚市企業人材確保奨学金返還支援補助金事業者登録申請書を提出し、市の認定を受ける必要があります。
※登録企業名については、市ホームページに掲載しPRいたします。(掲載を希望されない場合を除く。)



③ 補助金交付申請

- ・認定を受けた企業は、貝塚市企業人材確保奨学金返還支援補助金交付申請書を提出し、補助金の交付を申請する。
※各年度の申請期間は、1月4日から2月末までとなります。
※補助金は、上記申請期間の前年1月から12月までの1年間に、企業が従業員のために代理返還した額に基づいて算定します。



④ 補助金交付決定

- ・市は、交付申請書を審査し補助金の交付額を決定し企業に通知する。
※交付決定を受けた後、必ず3月末までに市に補助金の請求を行ってください。



貝塚市は企業の人材確保を支援します！ぜひ本制度をご活用下さい。

問い合わせ：貝塚市総合政策部産業戦略課

TEL：072-433-2132 FAX：072-423-9760

E-mail：sangyo@city.kaizuka.lg.jp

<https://www.city.kaizuka.lg.jp/kakuka/sogoseisaku/sangyo/topics/jinzaikakuhosienhojo.html>

